

中国の最新事情

——幹部・従業員による不正行為の最新状況と日系企業に求められる対応

近年、在中外資系企業において、幹部・従業員の不正行為が多発。防止するための施策とは。

(2025年11月17日開催、日外協「2025年度 中国シリーズ講演会」第2回から抜粋)



講 師

金杜法律事務所 中国弁護士
劉 新宇 氏

ガバナンスの空白が懸念

日系企業においては近年、日本人駐在員の数が大幅に減少している。北京では日本人登録者数が1万人以上から8千人未満に、上海ではピーク時の9万人から5万人台に減少したという情報もある。現地スタッフの登用が進み、企業の管理体制や意思決定構造にも変化が起きている。

日本本社からの監査や視察の頻度も減り、現地法人とのコミュニケーション不足、言語・文化の違いによる誤解が生じやすくなっている。日本本社の体制や機能をそのまま中国で採用しても中国の事情・商文化に当てはまらないケースもある。結果、一部従業員による職権乱用や会社利益の毀損といった問題が発生。現地化の進展に伴うガバナンスの空白が懸念されている。

個人による不正行為は会社に損害をもたらすほか、中国においては近年の会社法や刑法などの法令改正を経て、これらの行為をより厳しく規制する傾向にある。場合によっては不正行為を行った個人のみならず、その行為者が所属する会社も処罰の対象となる。事業運営とのバランスを取りながら継続的なモニタリングと見直しを行い、実効的なガバナンスを確立しなければならない。

近時、幹部・従業員による不正行為で多く見られるケースは、次の5つ。

幹部・従業員による不正行為

①セクハラとパワハラ

相手に不快な思いを生じさせる。

②リベートの受領

「収賄行為」に該当し得る。

③高級管理職による権限逸脱

管理職が自らの権限を逸脱または乱用し、会社に不利益を被らせる。

④不正精算

架空の領収書などにより不当な経費精算処理を行う。

⑤自己取引

職務上の便宜を利用して親類・友人のために不当な利益供与を図る。

不正調査実施にはリスクも

不正行為の調査が行われるきっかけは従業員からの通報が圧倒的に多い。株主、取引先、政府調査などがきっかけとなることもある。

不正調査を開始する前に、他の分野を含めた潜在的な全般リスクの評価を実施する。例えば、調査対象となる従業員が当局に告発すると脅しをかけてくるかもしれない。ルール違反で会社が行政責任や刑事責任を問われるリスクも考えられる。キーマンの離職やストライキにつながる可能性もある。仕入先や販売先などとの関係が悪化することも考えられ、慎重な対応が求められる。